

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第 1 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 財政局所管システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務

所 管 所 属：財政局

通 知 日：令和 8 年 6 月 29 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	実施手順の周知について改善を求めたもの 今回の監査において、財政局（弁天町市税事務所管理担当）では、令和 6 年 4 月 1 日の実施手順改正について、担当内のシステム利用職員に改正内容の周知を行っていなかった。 【指摘事項】 財政局は、実施手順の改正の通知があった場合は、改正内容の確認を徹底するとともに、システム利用職員まで確実に周知されるよう、情報セキュリティ責任者の下、規定に基づき実施されたい。	【実施手順の改正について】 ・令和 6 年 4 月 1 日付改正後の実施手順については、令和 7 年 8 月 25 日にメールで周知するとともに、令和 7 年 10 月 2 日の朝礼において、実施手順の目的、情報を守ることの重要性及び遵守すべき事項の徹底について伝達し、改めて実施手順をメールで周知した。 ・令和 7 年 12 月 19 日付けで通知のあった令和 8 年 1 月 5 日付改正の実施手順については、改正内容を確認し、令和 7 年 12 月 27 日にメールで周知するとともに、令和 8 年 1 月 13 日の朝礼において周知した。 ・令和 8 年 3 月 31 日付けの税務事務システム・電子申告システム情報セキュリティ実施手順の改正について、令和 8 年 4 月 16 日にメールで周知するとともに、令和 8 年 4 月 20 日の朝礼において周知した。 ・今後、実施手順が改正された場合は、情報セキュリティ責任者の下、改正内容を確認するとともに、改正内容にかかわらず、メール及び朝礼で担当内に周知する。また、人事異動後には、改めて実施手順をメールで周知するとともに、実施手順の目的、情報を守ることの重要性及び遵守すべき事項の徹底について伝達を行う。さらに、新任職員に対しては、新任研修時に実施手順の説明を行う。 【事務引継ぎについて】 ・情報セキュリティ責任者及びシステム担当係長の人事異動に伴い、令和 8 年 3 月 27 日に事務引継書により引継ぎを実施した。次年度以降においても確実かつ継続的に引継ぎを実施する。	措置済	令和 8 年 4 月 20 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	外部記憶デバイスの管理について改善を求めたもの 今回の監査において、財政局（課税課個人課税グループ）では、外部記憶デバイスとしてＵＳＢメモリを３本登録し使用していたが、情報セキュリティ責任者による１年に１回以上実施すべき、外部記憶デバイスの所在確認は行っていたものの、管理簿への確認結果の記録を行っていなかった。 また、ＵＳＢメモリ３本のうち１本については、ＵＳＢメモリ自体にラベル等の貼付けがなく、台帳（管理簿）に記録された識別番号と容易に照合点検できない状態であることから、適切に管理しているとは言い難い状況であった。 【指摘事項】 財政局は、１年に１回以上の外部記憶デバイスの所在確認及び管理簿への確認結果の記録について、情報セキュリティ責任者の下、規定に基づき実施されたい。 また、デジタル統括室が定めている対策基準に基づき外部記憶デバイスが適切に管理されるよう、「税務事務システム等外部記憶デバイスの取扱手順」にラベル等の貼付けによるＵＳＢメモリの管理方法について追記し周知されたい。	・財政局（課税課個人課税グループ）において、１年に１回以上の外部記憶デバイスの所在確認及び管理簿への確認結果の記録について、情報セキュリティ責任者により、令和７年１０月２４日付けで実施した。 ・財政局税務部情報統括管理者より、「税務事務システム・電子申告システム情報セキュリティ実施手順」別冊４「税務事務システム等外部記憶デバイスの取扱手順」において、外部記憶デバイス（ＵＳＢメモリ）の管理方法として、ラベル貼付の実施を追記したうえで、利用所属に通知文により通知する。 ・毎年（９月頃）実施している「税務事務システム及び電子申告システムの利用状況に係る点検」において、改正後の実施手順に基づき、ラベルを貼付した外部記憶デバイス（ＵＳＢメモリ）の所在確認及び管理簿への確認結果の記録を点検項目に追加し、履行状況を今後も継続的かつ確実に確認する。	措置中	（令和８年９月３０日）